

# 福島県県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等補助金

★県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合の交通費等を補助します。

福島県では、県内の企業が、新商品の開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に不可欠なプロフェッショナル人材(プロ人材)の採用のサポートをしています。

本補助金は県内の企業が、県外から当該人材を雇用した場合に、経費の一部を補助するものです。

## 【概要】

県内の企業が、(公財)福島県産業振興センター内の「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通して、県外からプロ人材を副業・兼業形態で活用した場合、当該人材が県内の企業所在地等で業務に従事する際、企業が負担する交通費及び宿泊費(交通費等)の一部を補助します。

## 【対象企業】

以下のすべてに該当するもの

- ・「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」に人材確保を申し込んでいる企業
- ・福島県内に事業所又は事務所を有する中堅・中小企業等  
(中堅・中小企業等の定義は裏面をご確認ください。)
- ・県外居住者を副業・兼業形態で新たに活用した企業

## 【補助対象経費】

副業・兼業プロ人材の活用に係る交通費(往復交通費1万円以上)及び宿泊費  
(令和5年4月1日から令和6年2月末日までの期間に支払った交通費等が対象です。)

## 【補助率】

補助対象経費の2分の1以内

## 【補助上限額】

県外副業・兼業プロ人材 1人あたり50万円

## 【補助対象人数】

1事業者につき2名まで(予算の範囲内)

## 【交付申請期限】

副業・兼業プロ人材の業務従事が始まる14日前又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに交付申請書を県に提出してください。

◎補助要件を満たさない場合は、補助金のお支払いができません。

申請前に必ず補助要件確認の相談を県に行ってください。

## ◇お問い合わせ先

福島県経営金融課

TEL 024-521-7288

Mail [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

## ◆中小企業等とは

### 1 中小企業

下記の区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 3億円以下	300人以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記の3業種を除く） ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業	5,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円以下	100人以下 300人以下 300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### 2 中堅企業

資本金10億円以下又は従業員（※）999人以下の会社（中小企業を除く。）をいう。

※「常時使用する社員の数」、「従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の社員は含めない。

ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても、解雇预告を必要とする人員は社員に含める。

## ◆補助金の交付対象となる事業とは

県内の中小企業者等が県外副業・兼業プロ人材を、プロ人材拠点を通して新たに確保したもので、当該プロ人材が受け入れる県内の企業の所在地等を実際に訪れて業務に従事する場合に、企業が負担する交通費及び宿泊費に対して補助する事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) プロ人材が県外に居住していること。
- (2) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者を副業・兼業で活用するのでないこと。
- (3) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を副業・兼業で活用するのでないこと。
- (4) 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者を副業・兼業で活用するのでないこと。
- (5) 県内の事業所等において雇用されている者でないこと。
- (6) 県内の事業所等において雇用されている者を副業・兼業で活用するのでないこと。
- (7) 新規学卒者でないこと。
- (8) 受入企業の業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。

## ◆補助対象経費について

企業が、令和5年4月1日から令和6年2月末までの期間に支払った、県外から県内への移動に伴う副業・兼業プロ人材の交通費及び宿泊費

ただし、当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。

なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（県内の事業所等の所在地等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外とする。